

労働保険の保険料の徴収等に関する法律第十二条第五項の規定に基づき失業等給付費等充
当徴収保険率を変更する件について（概要）

厚生労働省職業安定局雇用保険課

1. 制定の趣旨

○ 雇用保険率は、雇用保険法等の一部を改正する法律（令和6年法律第26号。以下「雇用保険法等改正法」という。）第3条の規定（雇用保険法等改正法附則第1条第1号に掲げる改正規定を除く。）及び子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律（令和6年法律第47号）附則第28条の規定による改正後の労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和44年法律第84号。以下「法」という。）第12条第4項において、次の①から③までの率を合計して得た $16.5/1000^{*1}$ とされている。

① 失業等給付費等充当徴収保険率 $8/1000^{*2}$

② 育児休業給付費充当徴収保険率 $5/1000$

③ 二事業費充当徴収保険率 $3.5/1000^{*3}$

※1 農林水産業及び清酒製造業については $18.5/1000$ 、建設業については $19.5/1000$

※2 農林水産業、建設業及び清酒製造業については $10/1000$

※3 建設業については $4.5/1000$

○ また、この雇用保険率は、雇用保険財政の状況を踏まえ、会計年度毎に次の①から③までの変更をするものとされている。

① 法第12条第5項の規定による失業等給付額等を踏まえた変更

② 法第12条第8項の規定による育児休業給付額等を踏まえた変更

③ 法第12条第10項の規定による雇用安定事業及び能力開発事業に要する費用に充てられた額等を踏まえた変更

2. 告示案の概要

○ 令和5年度の失業等給付額等を踏まえた変更として、令和7年度の失業等給付費等充当徴収保険率を $1/1000$ 引き下げ、 $7/1000^{*4}$ とする。

※4 農林水産業、建設業及び清酒製造業については $9/1000$

3. 根拠条項

○ 法第12条第5項

4. 適用期日等

○ 告示日：令和7年1月下旬（予定）

○ 適用期日：令和7年4月1日

労働保険の保険料の徴収等に関する法律第十二条第八項の規定に基づき育児休業給付費充 当徴収保険率を変更する件について（概要）

厚生労働省職業安定局雇用保険課

1. 制定の趣旨

○ 雇用保険率は、雇用保険法等の一部を改正する法律（令和6年法律第26号。以下「雇用保険法等改正法」という。）第3条の規定（雇用保険法等改正法附則第1条第1号に掲げる改正規定を除く。）及び子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律（令和6年法律第47号。）附則第28条の規定による改正後の労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和44年法律第84号。以下「法」という。）第12条第4項において、次の①から③までの率を合計して得た $16.5/1000^{*1}$ とされている。

① 失業等給付費等充当徴収保険率 $8/1000^{*2}$

② 育児休業給付費充当徴収保険率 $5/1000$

③ 二事業費充当徴収保険率 $3.5/1000^{*3}$

※1 農林水産業及び清酒製造業については $18.5/1000$ 、建設業については $19.5/1000$

※2 農林水産業、建設業及び清酒製造業については $10/1000$

※3 建設業については $4.5/1000$

○ また、この雇用保険率は、雇用保険財政の状況を踏まえ、会計年度毎に次の①から③までの変更をするものとされている。

① 法第12条第5項の規定による失業等給付額等を踏まえた変更

② 法第12条第8項の規定による育児休業給付額等を踏まえた変更

③ 法第12条第10項の規定による雇用安定事業及び能力開発事業に要する費用に充てられた額等を踏まえた変更

2. 告示案の概要

○ 令和5年度の育児休業給付額等を踏まえた変更として、令和7年度の育児休業給付費充当徴収保険率を $1/1000$ 引き下げ、 $4/1000$ とする。

3. 根拠条項

○ 法第12条第8項

4. 適用期日等

○ 告示日：令和7年1月下旬（予定）

○ 適用期日：令和7年4月1日